

第 7 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

議 事 要 旨

日時：平成30年5月22日（火）18：30～20：20

場所：佐世保市中央保健福祉センター 8階 講堂

（出席委員）

西委員、榊原委員、林委員、嬉野委員、川内野委員、杉本委員、池田委員、森委員、川原委員、川原委員、川嶋委員 [11名]

（欠席）

土井委員、迎委員、村山委員

（事務局）

○佐世保市

保健福祉部長、保健福祉政策課、医療政策課、長寿社会課、障がい福祉課、生活福祉課、
監査指導課 各課員

○佐世保市社会福祉協議会

常務理事、事務局長、地域福祉課 課員

■開会

■会議成立の確認

1. 委員長あいさつ

2. 議事

■資料の確認

■情報公開の確認

(1) 新委員への委嘱状交付式

■新委員への委嘱状手交

■新委員による自己紹介

(2) 佐世保市地域福祉計画推進委員会について

◎西委員長

昨年度まで、当委員会は佐世保市の任意機関として、要綱の定めにより開催していた。今年度より、佐世保市の附属機関として、条例の定めにより開催する。

今回は新たにご就任いただいた委員の皆さまも居られるため、この委員会の役割等について事務局より説明をお願いします。

■事務局（市：杉本）

[資料1：佐世保市地域福祉計画推進委員会条例・推進体制図]

- 平成30年度4月1日より条例化し、佐世保市地域福祉計画推進委員会条例として委員会を設置させていただいた。
- 委員会は、第2条（所掌事務）に掲げる事項について調査審議する。（4）は新たに今回項目を追加し、昨年度12月に開催した委員会にてご承認いただいている。
- 委員会の任期は5年以内となっており、第2期計画の最終年度は今年度（平成30年度）までとなっている。平成30年度については、所掌事務にあった「佐世保市地域福祉計画の

策定に関すること」が主な調査審議にあたる業務となる。

- 推進体制図だが、佐世保市と佐世保市社会福祉協議会が連携して、事務局を形成している。この後、委員会へ計画策定について諮問する。それに対する答申をご提出いただく。
- また、推進委員会の委員を2つの部会に分け、その中で個別の詳細な事業の検討等をお願いしたいと考えている。

■質疑

◎西委員長

事務局より、佐世保市地域福祉計画推進委員会の条例の内容と推進体制について説明があった。これについて何か質問等あるか。

◎委員一同

異議なし。

(3) 第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

◎西委員長

佐世保市より当委員会への地域福祉計画の策定に関する諮問について、事務局より説明をお願いします。

■事務局（市：杉本）

佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画は、今年度が次期計画の策定年度となるため、本日、佐世保市地域福祉計画推進委員会条例第2条の規定に基づき、第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の策定について、佐世保市より当委員会へ諮問する。委員皆さまのご意見等いただきながら、第3期計画の策定を進めてまいりたい。よろしくをお願いします。

■質疑

◎西委員長

第1期計画・第2期計画と同じような形で、推

進委員会条例の第2条の中の「地域福祉計画の策定に関する事」として市より諮問がある。諮問をお受けするという事によいか。

◎委員一同
異議なし。

■諮問書の手交

■事務局

諮問に対する答申の時期は平成31年1月を予定している。

◎西委員長

ただいま、当委員会へ市から第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画について諮問を受けた。答申の期限までに色々議論を重ねていき、検討をして、答申したいと思う。ご協力よろしく願います。

①地域福祉計画・地域福祉活動計画について

②社会福祉法改正等について

■事務局（市：杉本）

《地域福祉計画について》

- 地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定することとされている計画である。市町村が策定する地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や内容や量、体制について、市町村の庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としている。
- 佐世保市としては、第1期を平成21年～25年の計画で、第2期を平成26年～平成30年度の計画で策定している。
- 第2期計画の中身としては、行政がサービスだけを提供するのではなく、社会福祉に対し、

地域住民の理解と協力、そして地域住民の参加と行動が不可欠であるという考えのもと、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会で、多様な人々の、多様な生活課題に目を向け、地域全体で取り組む仕組みとして捉え直し、地域住民として、自発的・積極的に取り組んでいただくことなど、福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして、積極的な視点で捉えていくという考え方で策定している。

- 計画書には、地域福祉の実践的取り組みを行うために必要となる人的基盤の整備、福祉サービスの充実、地域福祉の効果的実践を支援するための人材育成から福祉教育までにかかる内容について記載している。

■委託事業者

[資料2：地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について]

[様式3：社会福祉法改正について]

《地域福祉計画と地域活動福祉計画の関係について》

- 佐世保市地域福祉計画は、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、また施策・取り組み等を明らかにした市の計画である。
- 佐世保市地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に向け、生活の困りごとの解決、また生活に望むことを実現するための、地域住民との協働のもとで、地域福祉活動団体との相互の協力により策定した民間（地域社会福祉協議会）による行動計画である。
- 車の両輪のように例えられるが、地域福祉推進のための基盤や仕組みを作る地域福祉計画、それを実行するための地域住民との協働の取り組みや行動の進め方を定めた地域福祉活動計画を策定する。
- 両計画は、佐世保市の地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強し、相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協

議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性の下で佐世保市の地域福祉を推進していくものとする。

《社会福祉法の改正について》

- 地域福祉計画の根拠となる法律である社会福祉法第 107 条が、今回法改正により大幅に改訂された。

《社会福祉法の改正の背景》

- 平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。いわゆる働き方改革、子育て・介護の環境整備、そして希望出生率の内容や介護の問題、また GDP の向上等、8 項目に及ぶプランである。その中で、地域における住民社会の課題解決力の強化、また相談支援体制の在り方に関する検討会が開催される等、地域共生社会の実現に向けた動きが始まった。
- 現在、社会を取り巻く課題が複雑化・多様化している。少子高齢化・人口減少社会を迎えている中で、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加がある。また、これまでは高齢者・子育て世代・障がい者といった個別の取り組みで対応できていたものが、対応しきれない制度の狭間の問題も出てきている。生活課題の多様化・複雑化がある。ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、子育てしながら介護をしている家庭、老老介護、中高年層の閉じこもり、8050 問題等である。
- 平成 29 年 2 月に厚労省より「地域共生社会」の実現に向けた改革工程が示された。「ニッポン一億総活躍プラン」からより具体的に地域共生社会が検討された。「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会を表している。つまり、地域の事をみんなで『我が事』として捉えて行きながら分野を超えて、それぞれの地域を

しっかりと創って行こうという概念である。

- その中で、地域課題の解決力の強化や地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用が大きな柱となっており、地域課題の解決力の強化の中で、地域福祉計画の充実が掲げられている。

《地域福祉計画の充実》

- 社会福祉法の改正により、第 107 条が改定され、地域福祉計画の策定が努力義務の計画となった。これまでは任意の計画だったが、策定が努力義務となったことで「作るべきである」という位置づけとなった。策定済みの自治体（策定予定も含む）は全体の 8 割となっている。
- 努力義務になったため、地域福祉計画の義務付けが強化され、第 107 条も 2 つ新しい要素が追加された。1 つに「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」があげられている。法改正には地域福祉計画が、関連計画より「上位計画」として位置づけられており、第 107 条の「共通して取り組むべき事項」の記載が根拠とされる。
- 福祉計画には地域福祉計画以外に、高齢者・子ども・障がいのある方の計画等が作られている。地域福祉計画は、それを包含し、連携調和していく計画という位置づけとなっている。他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を、しっかりと地域福祉計画にも盛り込むようになっている。地域福祉活動計画とも連携していく。

《策定のガイドライン》

- 平成 14 年の「策定指針」以来、明確な計画書の手引きがなかったが、今回の法改正をふまえて、「ガイドライン」が示された。第 107 条と「ガイドライン」の内容を、計画に盛り込む必要がある。満たしていないと、具体的な地域福祉計画として認められない。
- 計画の期間は定められていないが、5 年で見

直す自治体が多い。

《ガイドラインの内容》

[第 107 条 1：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 について]

- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例をあげており、しっかりと地域福祉計画に盛り込むように示されている。

[第 107 条 2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項]

- 主に相談支援の在り方をあげている。サービスを受けられる方の支援の在り方等が中心となっている。

[第 107 条 3：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項]

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの参入・参画を認めつつ、公的サービスの連携による民間との連携を視野に入れた対応について示されている。

[第 107 条 4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項]

- 住民の参画をしっかりと得て、地域福祉計画を策定するようにとある。

[第 107 条 5：前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項]

- 第 1 項に掲げている内容をしっかりと盛り込むために、考案して取り組むべき内容をあげている。

■事務局（市：杉本）

色々な事をしなければならなかったかもしれないが、佐世保市は、今回、第 3 期計画の策定となっており、国から見ても、第 1 期・2 期・3 期で策定してきた事は先駆的で、法改正等についても、その中で既に包含できているものもある。それをこの先どう飛躍させていくか。また、本来やるべき部分が少し足りないのではないかという視点において、新たな福祉の観点からの事業が

出来ないか。少しずつ加えていくような形で、今後考えていただければと思う。

◎西委員長

私も 2002 年から地域福祉計画にずっと関わってきたが、ニッポン一億総活躍プランという政府の方針の中で、地域共生社会という言葉が強く打ち出された。そして、社会福祉法の改正で、106 条・107 条が改正された。

個人的には、地域福祉計画は基本的には今までの考え方と変わっていないが、中身を充実させるようにということだ。介護保険事業計画や子ども、障がい者のプランが個別的に計画されてきたが、地域福祉計画はその上位的な部分だというイメージを皆さまは持たれていたかと思う。それが、法律上で明文化されたということが 1 つである。

法には、市町村は地域福祉計画の策定について、もっと積極的に地域全体の課題を捉えてやるようにと記されている。資料 3 の 1 ページにあったとおり、地域福祉計画の充実を、法律上で明文化し、行政にもきちんと行うようにとある。そのような部分で、今回の改正がなされたのかと思う。

策定は、以前から義務に限りなく近かったが、今回、明文化され努力という言葉が使われている。

国が、福祉分野にだけ特化した地域福祉計画ではなく、点から面に視点を変えて、計画を作成して欲しいというのが、今回の法の主旨だと思う。

資料 3 の最後は、地域包括という言葉で締めくくられている。まさに、介護保険事業計画で地域包括という言葉が出てきている。今後、介護保険だけでなく、地域全体を含めて、包括的に福祉を推進していく形を取ってくれということだろう。

■質疑

◎林委員

地域が抜けているように感じた。資料 3 の 6 ページ、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」の一番下に、「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」とある。ここに町内会がどうして載っていないのか。

町内会の担い手が不足している等の事情もあるだろうが、ここをきちんと育てていくことが地域にとって重要である。何をやるにしても、町内会長が動いてくれないとなかなか難しい。町内会の担い手がないという現実を分かった上で計画を立てないと、絵に描いた餅になってしまう。

■事務局（市：杉本）

ご指摘のとおり、地域の担い手が一番の重要な部分となってくる。それぞれの地域の課題をどうやって汲み取っていくかは、昨年度行ったアンケートや今後専門職や地域で活動されている方からの声を聞きながら検討していきたいと思っている。

市においても庁内ワーキング会議をして、庁内に横串を刺し、連携して今後の地域づくりも視野に入れながら話を進めていきたい。

◎林委員

助言したのだから、この部分に「町内会活動」ときちんとして入れて欲しい。

◎西委員長

これは国のガイドラインである。「ウ」は福祉の専門的な立場の方として書かれている。「ア」と「イ」については町内も全部含まれている。

我々が策定する計画の中では、「町内会」という言葉を是非入れて、策定していければと思う。

◎川内野委員

住民に身近な圏域をどう捉えているのかお聞きしたい。地区自治協議会について、早い地区では4年ほど前に、そして今年度4月に市内全ての27地区に設立された。近い将来、地区の福祉推進協議会は、地区自治協議会に合流されると思っている。イメージ図の中で、地区の福祉推進協議会が地域住民の中心となり、地域福祉活動の実践に取り組む組織となっているが、今後この役割を自治協議会が担うことになると思う。

この計画の中で、地区自治協議会を大きな位置

づけにしていきたい。

圏域の捉え方だが、27圏域は中学校区だろうが、民生委員の区域とはズレがあると思う。その辺りをどう整理するかも問題になるかと思う。

◎西委員長

住民に身近な圏域については、これまでの当委員会の中でも出てきた問題である。

■事務局（社協：迎）

社会福祉協議会で、福祉推進協議会の事務局も担っているが、どの地区も区分けの問題等をどうするかが課題として上がっている。行政の担当地区・担当課と協議しながら進めていく。基本的に、福祉推進協議会の活動が各地区で行われており、将来的には27地区に移行していくかと思う。ただ、急に行うと活動そのものが頓挫しかねず、調整をしながら進めていきたい。

◎西委員長

国のガイドラインの中では、住民に身近な圏域というのは、画一的ではない。例えば小学校校区の場合、自治体の大小で違いがあり、圏域が複数必要なこともある。圏域については、それぞれの地域のニーズなど実状に合わせ、計画の中で定めることになっている。

計画を進めていく中で、圏域ごとにどう進めていくかが1つの約束事となり、大事な問題だ。今後も皆さまの意見を聞きながら進めていきたい。

③計画策定スケジュールおよび第3期計画の方向性（案）等について

■事務局（市：杉本）

[資料4：第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画策定スケジュール]

○ 第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画について具体的な策定スケジュールを示している。

《推進委員会について》

○ 当委員会に参加・審議いただくスケジュール

は、今後の予定として、8月・11月・1月に開催し、最終の1月に答申をいただく予定である。

《部会について》

- 専門部会を立ち上げさせていただき、7月・8月・9月に開催する。詳細な事業内容をご審議いただきたく考えている。

《その他》

- 市で庁内ワーキングをすすめ、計画策定にあたり、素案の作成・議会への報告・最終素案に対するパブリックコメント等を行い、完成版の印刷を3月に予定している。

◎西委員長

前回の策定の際もこのようなスケジュールだったのか。

◎森委員

おおむねそうであった。

◎林委員

やる以上は参加したいため、なるべく早くスケジュール調整していただきたい。

■事務局（市：杉本）

承知した。

◎池田委員

日程の年間スケジュールを決めていただいた方が調整しやすいが、いかがか。

◎西委員長

年間スケジュールを決めた方が、対応しやすいということか。事務局と検討する。

■事務局（市：杉本）

[資料5：第3期佐世保市地域福祉計画の目標]

[資料6：取り組み体系骨子]

《第3期佐世保市地域福祉計画の目標》

- 現在、次期総合計画の策定を進めている。

- 今回の地域福祉計画が他の障がい・介護・子育て等の上位計画となったことを受け、佐世保市の総合計画の中に『地域のあらゆる住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現』という目標をきちんと盛り込んでいこうと考えている。

《取り組み体系骨子（案）》

- 次期総合計画の目標に付随し、個別の目標として3本の目標を立案した。目標を元に、体系骨子（案）として、現行の第2期計画の事業を整理した。
- 取り組み体系骨子（案）は、第2期計画の評価を元に、今回の目標に基づき整理したものである。考え方について社協よりご説明させていただく。

■事務局（社協：富永）

[資料7 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたっての考え方～第2期計画の評価と策定の方向性～]

- 第2期計画に基づく個別の事業については、毎年度評価シートを作成し、評価を受けている。これまで3年間の取り組みについて評価を受けてきた。次回の委員会の中で、平成29年度の評価をしていただく予定である。

- 資料7は、3年間の評価と平成29年度の事業実績を元に、全体的な成果をまとめたもの。

また、それを踏まえ、現時点での第3期計画の方向性を整理したものである。大きく5つの項目で分け、それぞれに第2期計画の成果と課題、関連事業の実績、第3期計画の方向性・実施事業（案）としてまとめている。

《ケースワークの充実と福祉ニーズの把握》

- 第2期計画において、社会福祉協議会がこれまで不十分であったケースワークについて、平成26年度からモデル事業として開始した生活困窮者自立支援事業をベースに、潜在的な課題を発見できるようになってきた。それを基に、コミュニティソーシャルワークの経験を積み重ねることができた。

- 一方で、地域の中には潜在的なニーズがあり、それに対応する支援の充実・相談対応が今後必要になってくる。
- 第3期計画の方向性としては、各種相談事業を継続して実施することを前提に、身近な相談窓口の設置、住民主体の活動と専門機関による支援体制の強化を図る。

《地域福祉・ボランティア活動の推進》

- ふれあいいいききサロンをはじめとした地域の活動が各地区で広がりを見せ、交流の場づくりという意味でも大きく前進した。黒島地区で実施した取り組みでは、保健・医療・福祉連携会議での話し合いや、そこから生まれた介護予防推進プロジェクトの活動を計画的に実践できた。
- 一方で、ボランティア活動等におけるニーズと活動者のマッチングが十分できておらず、モデル事業をふまえての今後の展開も検討の必要がある。
- 第3期計画の方向性としては、体制整備事業をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に向けた交流の場づくり、あるいはその中でのボランティアのマッチングの強化等の取り組みを進めていきたい。

《地域を基盤としたふくし教育の実践》

- 第2期計画に基づき策定した「ふくし教育実践指針」とそれに基づく取り組みを、福祉推進協議会を中心に市内で広げることができた。今年度からは、市内33地区で実践活動がスタートする。学校での福祉教育でも、従来の疑似体験を中心にしたものではなく、「共に生きる心を育む」ためのプログラムを意識し、当事者との交流等の実践を進めることができた。
- 第3期計画の方向性としては、こういった取り組みを引き続き実施し、孤立を生まない地域づくりや地域福祉の担い手の育成を進めたい。

《地域福祉を推進する組織の基盤づくり》

- 第2期計画において、福祉推進協議会を「地

域福祉を推進する組織」と位置づけ、会長連絡会の実施や社協の地区担当との連携により実践活動を推進してきた。

- 一方で、27圏域に設置されている自治協議会との関係性や、再編・合流についての検討が必要となってきている。
- 第3期計画に向けては、自治協議会との再編・合流について、関係機関と検討を行いながら、どういう形で地域福祉を推進する組織を位置づけていくか、支援方法等について整理したい。

《災害時に備えた取り組みの推進》

- 災害ボランティアネットワーク等の設置、災害時に向けた連携を進めることができた。
- 一方で、地域の中には潜在的なニーズがあり、それに対応する支援の充実・相談対応が今後必要になってくる。
- 第3期計画においても、継続して市民への意識啓発やボランティアの育成を取り組み、災害時避難行動要支援システムを活用した見守り活動等の構築についても検討を進めたい。

《参考：第2期地域福祉計画・地域福祉活動取り組み評価点一覧》

- 個別の事業について、3年間の評価の一覧表である。具体的な事業の評価については、次回の委員会で平成29年度の評価をいただく際に、別途お示ししたい。

■事務局（市：杉本）

資料6については、あくまでイメージとして捉えていただきたい。今後、部会および委員会の中で変更しつつ、新たに資料等も更新しながら皆さまにお示ししていきたい。

◎西委員長

確認だが、資料7によると、次回の委員会で、第2次計画の評価・課題等の議論を行い、次の骨組みを作っていくということか。資料6については、あくまでイメージとしてのたたき台というこ

とで、第2期計画の評価・課題を踏まえた上で、骨組みと内容については変わってくるという理解で相違ないか。

■事務局（市：杉本）

そのとおりである。

◎西委員長

資料4について、次期総合計画の目標（佐世保市が目指す姿）や理念は変わらないか。

■事務局（市：辻）

基本理念は、次期総合計画の中に盛り込んでいきたいと考えており、是非これをお願いしたい。

基本目標については、保健福祉政策課の案であり、基本的にはこれをお願いしたいと考えているが確定はしてはいない。含めてご議論いただければと思う。

◎森委員

部会が入ってくるため、そこまでトータルで見ないと…というイメージがある。

◎西委員長

部会の骨格が出来た上で、この骨格をどう分けて、それぞれ部会で議論していただくかとなる。骨格そのものが出てこない、各部会で議論しようがない。

④部会の設置について

■事務局（社協：富永）

[資料8：佐世保市地域福祉計画推進委員会 委員名簿 [部会別] ※案]

○ 当委員会の中で具体的に取り組みの内容について検討していただくため、2つの部会を設置していきたいと考えている。

○ 現在、「我が事、丸ごと」地域共生社会の実現ということで、政府をあげて推進されており、そこから名をいただいて「我が事」部会と「丸ごと」部会の2つの名称で設置したい

と考えている。

○ 「我が事」部会では、他人事を我が事に変えていくような働きかけ、例えば、地域福祉に関する意識の醸成、活動の活性化、福祉教育の実践について、取り組み内容をご検討いただきたい。

○ 「丸ごと」部会では、地域の課題を丸ごと把握する仕組みや体制づくり、包括的な相談支援の体制の在り方について話し合っていたきたい。

○ 事務局案として、各部会のメンバーは、14名の委員の皆さまを7名ずつで2つに分けさせていただいている。

○ 今後、骨子の内容を精査し、それをふまえて具体的な検討内容についてお示しする。

◎西委員長

あまりイメージが沸かない。具体的に、事務局から部会の動き方についてお考えはお持ちか。

■事務局（社協：富永）

第1期・2期の時には、事務局案として、具体的に個別の事業を委員の皆さまにお示しして議論をしていただいた。第3期計画では、今後取り組みとして必要とされる重点的な項目等を各部会でご議論いただき、それを元に、具体的な取り組みとして検討を進めたいと考えている。

個別の事業を1つ1つというより、大きなところでご議論いただきたい。

■事務局（市：杉本）

今考えているのは、まず、既存の事業の中で課題のあるものを、重点的に議論する。

今回の法改正により、新たに取り組むべき事項のうち、佐世保市が未着手の事項があれば、それに対しどういう事が出来るか、事業化等出来るものかについて議論する。

そもそも既存の事業で出来ていないもの、または出来ていて今後さらに強化が必要なものなど重点項目の洗い出しをし、議論していく。

そういった形で、スポット的に整理してご議論
いただきたい。

他の計画との調整等の視点も組み込みながら、
ご議論いただきたい。

◎西委員長

部会については、次回の委員会で議論する具
体的な内容について説明があるという理解でよ
いか。

■事務局（市：杉本）

資料4のスケジュールに示しているが、次回の
委員会は8月を予定しており、それ以前に部会を
開催させていただき予定である。第1回目の部会
の時点で、きちんと整理し、各委員にご説明の上、
進めさせていただきたいと考えている。

◎川内野委員

8月に前年の評価をするため、課題や問題点が
分からない状況下で部会を開いても、どこを議論
すればいいのか曖昧ではないか。

■事務局（市：杉本）

社会福祉協議会と調整を行い、部会の開催まで
にご準備し、委員の方々にお示ししたい。全体会
での評価については、8月にさせていただければ
と思う。部会でお示しし、課題を把握していただ
き、その後の展開につなげていただければと思う。

◎西委員長

評価については部会の開催までに説明できる
ように整理するように、お願いする。

部会は開催ペースや時間帯はどうか。

■事務局（社協：富永）

開催ペースは月1回と考えている。時間帯につ
いては、委員の方々のご都合に合わせて調整する。

◎川原委員

8月の部会だが、開催は委員会の前なのか。

■事務局（市：杉本）

8月の部会は、委員会の後をお願いしたい。

◎森委員

部会と委員会の兼ね合いについて確認したい。
7月は部会で概要や骨格等についてご説明いた
だく。8月の委員会で平成29年度の精査をし、
それから計画に入る。9月からトータルで終わっ
ていくというような全体像か。

■事務局（市：杉本）

7月の部会の時点で評価についてはお示しし
たい。課題と評価を先にお示しし、そこで共通認
識を持っていただき、その課題解決のためにどう
していくべきか考えていただきたい。

委員会では、課題を聞いた上で、全体での共通
認識を持っていただく。それを踏まえた上で、8
月の部会では具体的な事業の提案などをお願い
したい。

課題を聞いて1カ月ほどは熟慮・研究する時間
がないと、その場での提案は難しいのではないかと
考えている。

最終的な事業等の提案は、9月最終の部会でご
意見いただき、それをまとめ、11月の委員会で
もう一度揉んでいただきたい。

◎杉本委員

社会福祉協議会から、部会の日程について委員
の予定を聞いた上で調整するとあったが、一括で
決めるのか、都度決めるのかどちらか。

■事務局（社協：富永）

池田委員からも年間通してスケジュールを決
めた方がいいとご意見をいただいたため、委員長
と相談の上で調整したいと考えている。

◎西委員長

議事がほぼ終了したが、全体を通して何か意見
等があればどうぞ。

◎川嶋委員

第3期の基本理念が、“地域のあらゆる住民が役割をもち、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現”とある。第1期や第2期は、同様の基本理念があったのか。

■事務局（社協：富永）

第1期も基本理念や基本目標を設定し、それに基づいた事業を考えた。

第2期では、計画の9ページに載っているが、地域福祉計画の基本理念を設定しており、さらに、20～21ページに地域福祉活動を推進するにあたっての基本的な視点ということで、基本目標に近いものを3つ設定している。

◎川嶋委員

第3期は、佐世保市としてはこういう形で進めていきたいというお話があったが、これに至った目的などがあれば伺いたい。

■事務局（市：杉本）

次期総合計画の目標を決めた理由だが、障がい・介護・子ども・地域コミュニティについては、地域共生社会という部分で、国が示しているとおり横串をさして進めていくべきだという考えがあり、今回の目標を定めさせていただいた。

◎川嶋委員

国と同じような理念で、ということか。

■事務局（市：田中）

おっしゃるとおり、国が近年、縦割り行政を打破するという意味合いで、特に福祉部門を中心に、横断的に取り組んでいくという方向性を打ち出している。その1つがこの地域共生社会というキーワードである。

佐世保市も、今回次期総合計画を作り、新しい理念・目標を設定するにあたって、やはり従来の縦割りの中では課題解決がおぼつかなくなって

いると認識している。そこを改善・解決していくために、地域共生社会という言葉をつけさせていただいた。

これからは、行政単独での社会課題の解決が非常に難しくなってくる。この少子高齢社会・人口減少社会を迎えるにあたり、地域での課題を解決していくには、やはり地域住民（町内会・民生委員等の関係団体も含む）なくしては地域の課題は解決しないと認識している。

◎林委員

杉本委員がスケジュールについて質問されていたが、杉本委員のような若い人がなるべく参加出来るよう、優先的に日程や時間の調整をしていただけだと思う。

◎西委員長

事務局からも説明があったとおり、不十分だった部分もあるが、次回には皆さまにしっかりご説明出来るようにして、議論が出来る体制を作りたいと思っている。

3. その他

■事務局（市：杉本）

○冒頭にご説明した条例の中で、今年度より新たに加わった調査審議事項の説明をさせていただく。

■事務局（市：波木）

[資料9：社会福祉充実計画に関する資料]

○社会福祉法人制度改革より、今年度から地域福祉計画推進委員会にお願いする地域協議会の役割について説明する。

○この件は、昨年のも委員会で説明済みだが、今回、新委員が参加されたため、再度説明する。

○条例の第2条第4項の「社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見に関する事」の所掌事務が今回の説明内容である。

《社会福祉法等の一部を改正する法律》

○平成28年3月に社会福祉法の改正があり、

平成 29 年 4 月から全面的に施行された。

- 社会福祉法人制度の改革のうち、「(3) 財務規律の強化」の「社会福祉充実残高（再投下財産額）」の明確化、「社会福祉充実残高」を保有する法人に対して、社会福祉事業または公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等が今回関係してくる。

≪「社会福祉充実残高」の算定式≫

- 社会福祉充実財産とは、活用可能な財産から控除対象財産として（社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等）+（再取得に必要な財産）+（必要な運転資金）を差し引いたものが、社会福祉充実財産となる。
- 平成 29 年度から全ての社会福祉法人において、毎年度社会福祉充実財産を算定し、その結果を所轄庁に提出しなくてはならなくなった。
- 算定の結果、社会福祉充実財産が 1 万円以上となる法人においては、原則として社会福祉充実計画を策定しなくてはならない。

≪再投下対象財産（社会福祉充実財産）の用途について≫

- 社会福祉充実計画とは、社会福祉充実財産の全額を既存の社会福祉事業や公益事業の充実、または新規事業の実施に関する計画であり、用途については順位をつけて 3 つの事業に決定されている。
- 財産の用途については、それぞれの法人で第 1 順位から順番に検討して決定する。
- 第 2 順位の地域公益事業は、支援が必要な方に対し、無料または低額で行う福祉サービスをいう。
- 社会福祉充実計画の計画期間は、原則 5 年となっており、合理的理由がある場合は、計画期間を 10 年まで延長可能である。

≪「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント≫

- 社会福祉法人で社会福祉充実財産の算定を行い、財産があれば、社会福祉充実計画原案を作成する。地域公益事業を行う場合のみ、

地域協議会等からの意見聴取が必要となる。

≪地域協議会の役割≫

- 社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項において、社会福祉法人が地域公益事業を行う場合、地域公益事業の内容および事業区域における需要について、住民その他関係者の意見を聞かなければならないと、法律で定められている。
- 意見聴取を円滑に行うため、既存の会議体を有効に活用した地域協議会を設置し、意見聴取の体制を整備することとなっている。
- 佐世保市では、地域福祉に関する課題について、高い見識のある地域福祉計画推進委員会にその役割をお願いするのが、一番適切ではないかとの考えに至った。
- 地域協議会の主な役割は、社会福祉法人が取り組もうとしている、地域公益事業に関する意見である。社会福祉法人が、新たに地域公益事業に関する計画を作成した場合、当委員会において意見の聴取をお願いする。
- 佐世保市で所管する法人以外にも、例えば、長崎市が所管する社会福祉法人が佐世保市内に地域公益事業を行う場合にも、当委員会において意見の聴取をお願いする。
- 今年度は案件が無かったが、案件がある場合、開催の時期は 5 月中旬頃を予定している。
- 平成 29 年度に社会福祉充実計画を作成した法人は、65 法人中 11 法人である。そのうち、地域公益事業を実施する法人はなかった。（参考：平成 29 年度 社会福祉充実一覧）

◎西委員長

この件は、前回の委員会で説明があり、地域協議会から当委員会へ意見を求められる場合があるということで了解をいただいていた件である。社会福祉法人の財産の用途をしっかりと見える化し、決まった使い方以外の部分を公益事業として使うのなら、地域の意見を聞きなさいということで、その地域の意見を聞くのが地域協議会ということである。

公益事業を行う場合は、当委員会に意見を求め

てもよいかという件である。よって当委員会へ意見を求められたら、意見を返すということによろしいか。

◎委員一同
異議なし。

◎西委員長
以上で議事が終了したが、事務局より他に何かあるか。

■事務局（市：杉本）
次回の開催の予定は、7月に部会を開催予定である。事前に、速やかにスケジュール調整が出来るように努める。ご協力をお願いします。

■ 閉 会